



Australian Government
Australian Customs and
Border Protection Service



旅行者用手引き

出発前にお読
みください

目次

まずはじめに - 海外にいらっしゃる時	1
出発前	2
オーストラリアを出国する	3
航空安全	3
船での出国	4
ヨットまたは娯楽船での出国	4
オーストラリア入国	5
海から入国	7
ヨットまたは娯楽船での入国	8
禁止または制限されている品物	9
Customs and Border Protection に申告するもの	10
免税枠	15
Tourist Refund Scheme (TRS)	17
もう少し詳しく知りたいのですが？	19
苦情・賞賛などのコメント	21



まずはじめに - 海外にいらっしやるとき

オーストラリアの国際空港もしくは港から、今年中に出国する 2900 万人の旅行者のお一人ですか？

その場合、このガイドをお読みになり、旅行の準備をされ、国際空港または港の Customs and Border Protection を通る際、何が求められるのかお分かりになります。Customs and Border Protectionの担当者は、違法・有害な品物、そして許可を受けていない人がオーストラリアの国境内に入らないために重要な役割を果たしています。

役割：

- オーストラリアに入出国する際、パスポートを確認する
- 入出国する旅行者のドキュメントを確認する
- 到着した旅行者に質問し、荷物の中を調べ、禁止あるいは制限されている品物があるかどうか確認する
- 航空機内に禁止あるいは制限されている品物があるかどうか調べる
- 禁止あるいは制限されている品物を差し押さえる
- 滑走路や荷物取り扱い所を警備し、犯罪活動を見つけ、阻止する
- ラブラドル探知犬により、荷物の中に麻薬やその他の禁止・制約を受けている品物があるかどうか調べる
- 輸用品にかかる税金を回収する。

Customs and Border Protectionは有線テレビや監視など、さまざまな技術や方法を利用して、空港や港の乗客へのご迷惑を最小限にとどめ、不法活動を発見します。

Department of Agriculture, Fisheries and Forestry (DAFF Biosecurity)も空港や港で作業を行っています。オーストラリアに到着された際、DAFF Biosecurityもパスする必要があります。DAFF Biosecurityの担当者は空港や港において、オーストラリアの農業と環境を危険にさらすようなバイオセキュリティ上の問題となるような品物を携帯したくないことを確認します。

出発前

1. 旅行に行かれる前に、必ず www.smartraveller.gov.au をご覧ください。海外旅行を容易にするためのヒントがあります。
2. このガイドをお読みにになり、禁止または制限されている品物を携帯しないようにします。
3. ご自分でお使いになる薬を携帯する場合、このガイドの 12 ページを参照してください。
4. 医師と確認し、オーストラリアに入国する前に、黄熱病 (Yellow Fever) ワクチンの証明書が必要かどうか調べてください。
5. オーストラリアにおいて個人として持ち込める免税品枠、そして行き先での免税品枠を理解します。詳細については、15 ページを参照してください。
6. 機内持ち込み手荷物およびチェックインされる荷物は鍵を掛けてください。



オーストラリアを出国する

オーストラリアを出国する際は、パスポート、記入済みの出国カード、そして搭乗券をCustoms and Border Protectionの担当者に見せる必要があります。空港では保安検査も行う必要があります。

航空安全

オーストラリアに入出国する際、機内持ち込み荷物として制約を受けている品物があります。制約を受けているものには、爆発物、鋭利な物体および道具、いくつかのスポーツ用品および液体、エアロゾルやジェル (LAG) 製品などがあります。武器、LAG またはその他の禁止されている品目の詳細については、次のサイトをご覧ください：

www.travelsecure.infrastructure.gov.au.

ヒント

チェックインするために十分に時間をとり、空港には早めに行きます。必要な用紙に記入し、Customs and Border Protectionと保安検査を通り、Tourist Refund Scheme (TRS) への申請書进行处理します。

コンピュータやカメラなど、高価な個人用の品物をお持ちになり：

1. その品物をオーストラリアに持ち帰る
2. TRS の払戻しを申請しない
3. 免税品でない場合、乗客荷物用紙の輸出品として登録することができます。

品物は出発地点にあるCustoms and Border Protectionの担当者から検査を受ける必要があります。

用紙 (B263) は当機関のウェブサイト

www.customs.gov.au/site/page4288.asp またはいずれかのCustoms and Border Protection事務所から入手できます。いったん登録されると、帰国される際にこれらの品物をCustoms and Border Protectionに申告する必要がありません。記入された用紙はお手元におき、オーストラリアに帰国された際、Customs and Border Protectionにお見せください。

船での出国

海からオーストラリアを出国される場合、乗船する前に、港で検査を受けます。パスポートと出国カードをCustoms and Border Protectionに見せ、船が指定した場所と時間で出国許可をもらいます。

ヨットまたは娯楽船での出国

ヨットまたは娯楽船でオーストラリアを出国する際は、特別な税関要件があります。詳細は www.customs.gov.au/site/page4260.asp をご覧ください。

出国カードは法定書類です。出国カードを適切に記入しない、あるいは虚偽の申し立てをした場合は、罰則があります。

分からないときは、必ず申告してください

■ Outgoing passenger card • Australia		
PLEASE COMPLETE IN ENGLISH WITH A BLUE OR BLACK PEN		
▶ Family/surname		
▶ Given names		
▶ Passport number		
▶ Flight number or name of ship		
▶ Country where you will get off this flight		
▶ What is your usual occupation?		
◆ Nationality as shown on passport		
▶ Date of birth		
▶ PLEASE X AND ANSWER D OR E OR F		
D Visitor or temporary entrant departing	E Australian resident departing temporarily	F Australian resident departing permanently
▶ State where you spent most time	▶ In which State do you live?	▶ In which State did you live?
NSW <input type="checkbox"/> Vic <input type="checkbox"/> Qld <input type="checkbox"/> SA <input type="checkbox"/> WA <input type="checkbox"/> Tas <input type="checkbox"/> NT <input type="checkbox"/> ACT <input type="checkbox"/> Other <input type="checkbox"/>	NSW <input type="checkbox"/> Vic <input type="checkbox"/> Qld <input type="checkbox"/> SA <input type="checkbox"/> WA <input type="checkbox"/> Tas <input type="checkbox"/> NT <input type="checkbox"/> ACT <input type="checkbox"/> Other <input type="checkbox"/>	NSW <input type="checkbox"/> Vic <input type="checkbox"/> Qld <input type="checkbox"/> SA <input type="checkbox"/> WA <input type="checkbox"/> Tas <input type="checkbox"/> NT <input type="checkbox"/> ACT <input type="checkbox"/> Other <input type="checkbox"/>
▶ Intended length of stay overseas	▶ Years Months Days	▶ What is your country of future residence?
▶ Country where you will spend most time abroad	▶ Main reason for overseas travel (X one only):	
▶ Country of Residence	Convention/conference 1 Employment 5 Business 2 Education 6 Visiting friends or relatives 3 Exhibition 7 Holiday 4 Other 8	
DECLARATION: The information I have given is true, correct and complete.		
YOUR SIGNATURE _____ Date Month Year _____		
TURN OVER THE CARD → English		





オーストラリア入国

オーストラリアに到着したすべての乗客は、入国カードを記入する必要があります。

オーストラリアまたはニュージーランドのePassportをお持ちで、16歳以上の場合、オーストラリアの空港に到着された際、SmartGateをご利用になれます。SmartGateはePassportデータと顔認識技術を利用して、自分で入国審査を受けることができます。

その他の旅行者は、荷物を引き取る前に、パスポートと記入済みの入国カードをCustoms and Border Protectionの担当者に見せる必要があります。

次に、旅行者は全員Customs and Border Protectionおよび DAFF Biosecurityチェックポイントに進み、Customs and Border Protectionまたは DAFF Biosecurity担当者の指示に従う必要があります。

あなたの荷物は X線装置またはCustoms and Border Protectionまたは DAFF Biosecurity担当者の検査を受け、動物や植物など、禁止、制限を受けているあるいは関税がかかる品物や危険性のある品物を見つめます。担当者から質問され、荷物の中を調べられることがあります。

荷物コンベアがあるところで、Customs and Border Protectionまたは DAFF Biosecurity担当者が探知犬で麻薬およびその他の禁止あるいは制限を受けている品物を検査していることがあります。



申告していない、禁止または制限を受けている品物を持参していることが発覚すると、罰金を受ける、または起訴されることがあります。

オーストラリアに到着された際の詳細については、www.customs.gov.au/site/page4351.asp をご覧ください。

ヒント

機内で入国カードを記入されると、着陸した時に時間を節約することができます。

いつでもCustoms and Border Protection担当者にパスポートと記入済みの入国カードを渡せるようにします。

乱用される可能性のある薬、ステロイドおよび依存性の高い処方箋による薬、このガイドの制限を受けている品物として挙げられている食品、動植物を用いた製品またはその他の品物は、すべて入国カードに申告してください。

買い物する前にCustoms and Border Protectionの免税枠を調べてください。詳しくは 15 ページをご覧ください。

海から入国

オーストラリアの港に到着したら、Customs and Border Protectionにパスポートと記入済みの入国カードを見せる必要があります。最初の港または後続する港で船から永久に降りる場合、荷物と入国カードをCustoms and Border Protectionに見せて、入国審査を受ける必要があります。バイオセキュリティの懸念がある品物を携帯していないことを確認するため、DAFF Biosecurity検査も受ける必要があります。

Customs and Border Protectionの担当者がオーストラリアの港に船が到着する前に、パスポートと入国カードを検査する場合があります。



ヨットまたは娯楽船での 入国

ヨットまたはその他の娯楽船でオーストラリアに到着する際、特別な税関要件があります。詳細は www.customs.gov.au/site/page4260.asp をご覧ください。

入国カードは法定書類です。入国カードを適切に記入しない、あるいは虚偽の申し立てをした場合は、罰則があります。

分からないときは、必ず申告してください

Incoming passenger card - Australia		YOU MUST ANSWER EVERY QUESTION - IF UNSURE					
PLEASE COMPLETE IN ENGLISH WITH A BLUE OR BLACK PEN		Yes No					
▶ Family/surname		▶ Are you bringing into Australia:					
▶ Given names		1. Goods that may be prohibited or subject to restrictions, such as medicines, steroids, firearms, weapons of any kind or illicit drugs?		Yes	No		
▶ Passport number		2. More than 2250ml of alcohol or 50 cigarettes or 50g of tobacco products?		Yes	No		
▶ Flight number or name of ship		3. Goods obtained overseas or purchased duty and/or tax free in Australia with a combined total price of more than AUD500, including gifts?		Yes	No		
▶ Intended address in Australia		4. Goods/samples for business/commercial use?		Yes	No		
State		5. AUD510,000 or more in Australian or foreign currency equivalent?		Yes	No		
▶ Do you intend to live in Australia for the next 12 months?		6. Any food - includes dried, fresh, preserved, cooked, uncooked?		Yes	No		
Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>		7. Wooden articles, plants, parts of plants, traditional medicines or herbs, seeds, bulbs, straw, nuts?		Yes	No		
▶ If you are NOT an Australian citizen:		8. Animals, parts of animals and animal products including equipment, eggs, biologicals, specimens, birds, fish, insects, shells, bee products, pet food?		Yes	No		
Do you have tuberculosis?		9. Soil, or articles with soil attached, ie. sporting equipment, shoes, etc?		Yes	No		
Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>		▶ 10. Have you visited a rural area or been in contact with, or near, farm animals outside Australia in the past 30 days?		Yes	No		
Do you have any criminal convictions?		▶ 11. Have you been in Africa or South America in the last 6 days?		Yes	No		
Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>		YOUR SIGNATURE		Day	Month	Year	TURN OVER THE CARD
DECLARATION The information I have given is true, correct and complete. I understand failure to answer any questions may have serious consequences.		YOUR SIGNATURE		Day	Month	Year	English

空港や港において、Customs and Border Protection 管理下の場所で、携帯電話、カメラ、ビデオカメラおよび録画装置を使用することはできません。電話でお話中の場合、Customs and Border Protection を通過するまで、通話を控えるよう要求されます。Customs and Border Protection が Customs and Border Protection 管理下の場所で写真や録画をしているところを見つけた場合、写真またはビデオを削除するよう要求されます。





禁止または制限されている品物

大麻、ヘロイン、コカイン、アンフェタミンなどの麻薬をオーストラリアに持ち込む、または持ち出しすることは違法です。

その他、制限を受けている品物もあります。これらの品物をオーストラリアに持ち込む、または持ち出しするには許可が必要です。

持ち込み/持ち出しが可能な品物、不可能な品物、そして入国/出国カードで申告する必要がある品物については、14 ページにまとめられています。禁止/制限を受けている品物を申告しない、そして入国/出国カードに虚偽の申請をすると罰則があります。

旅行される前に、オーストラリア Customs and Border Protection または訪問される国の大使館、高等弁務団または領事館に連絡し、禁止/制限を受けている品物の輸出についてアドバイスを受けてください。

偽造品および海賊版 (DVD、音楽、ハンドバック、 服および衣料など)

偽造品または海賊版を購入することは、不正な取引を支持することになり、重大な犯罪活動が関与していることがあります。Customs and Border Protection が品物を差し押さえ、民事あるいは刑事訴追を受ける場合があります。



Customs and Border Protection に申告するもの

拳銃、武器および銃弾

すべての武器、拳銃および銃弾およびその部品を申告する必要があります。これには、模造拳銃および通常「おもちゃの拳銃」として売られている、圧縮空気によりプラスチックの弾を放出するエアガン (BB) も含まれています。ペイントボール マーカー、吹き矢、すべてのナイフ、ヌンチャク、パチンコ、石弓、電気ショックを与える装置、レーザーポインター、防弾チョッキ、警棒、唐辛子スプレー、ナックルダスターなどのその他の武器、そして拳銃や武器と使用する部品やアクセサリも申告する必要があります。これらの品物のいくつかは、輸入するために許可が必要であり、固有なシリアル番号や安全検査など、その他の輸入要件に従う必要がある場合があります。

注意：輸入承認なしで、拳銃、武器および関連する品物を輸入した場合は最大の罰則は、\$275,000 未満、10 年禁固またはその両者です。

運動能力向上および画像能力向上薬

すべての運動能力向上および画像能力向上薬は到着時に申請する必要があります。 ヒト成長ホルモン、DHEA およびすべてのアナボリックステロイドおよびアンドロゲン性ステロイドが含まれます。これらの薬は、許可なしでオーストラリアに輸入することができません。

通貨

オーストラリアに持ち込む/持ち出す通貨の量には制限がありません。 しかしながら、オーストラリアの通貨で A\$10,000（あるいは外貨での相当額）以上の場合、申告する必要があります。 金額に関わらず、Customs and Border Protection 担当者または警察官に要求された場合、約束手形、トラベラーズチェック、個人小切手、為替、郵便為替あるいはその他の持参人譲渡可能な手形を見せる必要があります。

違法なポルノ

違法なポルノは輸出入時に管理されます。 児童ポルノ、獣姦および露骨な性的暴力を扱った出版物などが含まれます。





薬

誤用、乱用または依存性が生じる可能性のある薬および薬物（ステロイド、オピオイド性鎮痛薬、大麻または麻酔薬をベースにした医薬品）は申告する必要があります。これらの製品は輸入の際、制限を受けている、または許可が必要である可能性があります。

伝統薬によっては、絶滅寸前の動植物の製品が含まれている場合があります、その場合はCustoms and Border Protectionに申告する必要があります。

申告する必要がないもの

アスピリン、パラセトモルなどの薬、またはオーストラリアで市販されている薬を持参している場合、オーストラリアに到着した際、Customs and Border Protectionに申告する必要がありません。

処方箋による薬を携帯している場合、3ヶ月分以上の量でない限り、申告する必要がありません。英語であなたの医学的な状況を説明する処方箋を持参されることを推奨します。

オーストラリアを出国する

多くの処方箋による薬は、Pharmaceutical Benefits Scheme (PBS) により、オーストラリア政府が補助金を出しているものです。オーストラリアから持ち出せる薬は、あなたが必要な分量だけです。医師および/または歯科医からの手紙を持参し、Medicare オーストラリアから入手できる、Pharmaceutical Benefits Scheme (PBS) 薬品輸出申請書に記入してください。

重要： オーストラリアに 3 ヶ月以上滞在または訪問する予定で、継続して薬が必要な場合、オーストラリアの医師のもとに行き、処方箋を書いてもらうことをお勧めします。郵便または宅急便で薬を送ってもらう場合、薬を輸入する前に、輸入許可が必要です。オーストラリアに到着されたとき、輸入手続についてお尋ねすることをお勧めします。

保護されている野生生物

オーストラリアの厳格な法律は、保護されている動植物および関連製品の輸出入を管理しています。これには、伝統医薬品、象牙、蛇または爬虫類の皮、蘭、亀の甲羅、キャビアなどの規制を受けている製品、そして多くの狩りの戦利品などが含まれます。

遺産登録されている品物

芸術作品、切手、コイン、考古学に関連する物、鉱物およびサンプルなど、遺産登録されている品物を輸出入する際は、許可が必要です。

農業および獣医学で使用する化学製品

農業で使用する化学薬品および獣医が使用する薬品はすべて申告してください。許可なくして禁止されている製品を含み、個人が使用する虫よけが含まれている場合もあります。

防衛/戦略に使用する製品

防衛戦略に使用する製品の輸出入は許可が必要です。このカテゴリーに入る品物の詳細については、www.customs.gov.au の防衛/戦略に使用する製品のCustoms and Border Protectionの輸出管理ファクトシートを参照してください。

迷っている場合は、購入する前にオーストラリア輸入要件を確認する必要があります。詳細は www.customs.gov.au を参照、または **1300 363 263** にお電話してください。



制限されている品物の申告

品物	到着時に申告	出国時に申告	詳細連絡先
拳銃、武器 および銃弾	はい	はい	Customs and Border Protection
違法なポルノ	はい	はい	Customs and Border Protection
運動能力向上お よび画像能力向 上薬	はい	はい	Australian Sports Anti-Doping Authority Therapeutic Goods Administration
A\$10,000 以上の 通貨	はい	はい	AUSTRAC
誤用、乱用また は依存性が生じ る可能性のある 薬および薬物	はい	はい	Medicare Australia Therapeutic Goods Administration
食品、動植物お よび生物からで きた品物	はい	いいえ	DAFF Biosecurity
保護されている 野生生物および 野生生物からで きた製品	はい	はい	Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities
遺産登録されて いる品物	はい	はい	Department of Regional Australia, Local Government, Arts and Sport
農業および獣医 が使用する化 学品	はい	はい	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority
防衛/戦略に使用 する製品	はい	はい	Customs and Border Protection

このガイドの裏に、該当する組織の連絡先が列挙されています。

麻薬密売は非常に深刻な犯罪です。
多くの国では死刑または終身刑になります。
いつでも、どこでも、違法な麻薬は携帯しないこと。

免税枠

オーストラリアの免税枠は、他の国と異なります。新しい服、靴、および個人衛生や身づくろいのための品物（毛皮や香水以外）は、携帯手荷物と共に無税でオーストラリアに持ち込むことができます。

私物は次の場合税金がかかりません：

- 12ヶ月以上、海外で所有/使用されていた
- 一時的に輸入されたもの（Customs and Border Protectionにより担保が必要な場合がある）

その他の品物については、制限があります。海外で購入された品物やオーストラリアで免税で購入したもの（かつて輸出されていた）や、オーストラリアに入国する際に免税店で購入した品物などがあります。旅行者払戻制度を利用した品物も含まれます。免税枠は商業用商品には当てはまりません。

一般財

18歳以上の場合、オーストラリアに入国する際、A\$900までの一般財を免税で持ち込むことができます。18歳未満の場合、A\$450の制限があります。一般財とは、贈答品、記念品、カメラ、電子機器、革製品、香水、ジュエリー、時計やスポーツ機材などがあります。

アルコール

航空安全規制により、オーストラリアに持ち込める液体量が制限されることがあります。オーストラリアに到着してから、空港の免税店で免税のアルコールを購入することもできます。

18歳以上の場合、オーストラリアに2.25リットルのアルコールを免税で持ち込むことができます。購入した場所に関わらず、携帯手荷物の中のアルコールもこのカテゴリーに入ります。

タバコ

2012年8月31日まで、18歳以上の場合、オーストラリアに250本のタバコまたは250グラムの葉巻またはタバコ製品を免税で持ち込むことができました。購入した場所や購入方法に関わらず、携帯手荷物の中のタバコ製品もこのカテゴリーに入ります。

2012年9月1日から、タバコの免税枠は減ります。18歳以上の場合、オーストラリアに50本のタバコまたは50グラムの葉巻またはタバコ製品を免税で持ち込むことができます。購入した場所や方法に関わらず、携帯手荷物の中のタバコ製品もこのカテゴリーに入ります。

一緒に旅行している家族は、免税枠をまとめることができます。家族とは：

- 夫と妻、そして彼らの18歳未満の子供または
- 内縁関係の人（同性を含む）と、彼らの18歳未満の子供

オーストラリアの免税枠を超えると、免税枠を超えた品物だけでなく、同じ種類（一般財、アルコールまたはタバコ）のすべての品物に対して、税金がかかりますのでご注意ください。

ヒント

一般財の価値を評価する時の助けとなるので、所有権の証明としてレシートを持参してください。





Tax back for Travellers



Tourist Refund Scheme (TRS)

次の場合、旅行者払戻制度 (TRS) として消費税 (GST) およびワイン均一化税 (WET) の払戻を申請することができる場合があります。

- あなたが乗客であり、航空機または船舶の乗務員ではない
- 1つの小売店から \$300 (GST 含む) 以上の製品を購入
- オーストラリア出国 30 日以前に品物を購入
- 品物に対して、請求書が 1 つである
- 品物を着るまたは手荷物として航空機または船に持ち込む。手荷物として持ち込むことができない「規格外」の品物（ゴルフクラブはサーフボードなど）および航空安全法のため持ち込めない品物（香水やワイン）には特殊条件が適用される。詳細は Customs and Border Protection に連絡すること。
- オーストラリアを出国する際、請求書のオリジナルコピー、パスポートおよび国際線の搭乗券を TRS の施設に渡すこと。

Customs and Border Protection はすべての品物を見る権利があります。要求されたときに Customs and Border Protection に品物を見せることができない場合、あるいはオーストラリアを出国する場所で Customs and Border Protection が品物を確認した証拠を提供することができない場合、払い戻しは拒否されます。

TRS の払い戻しが既に行われた品物をオーストラリアに持ち帰る場合、税金がかかる可能性があることをご承知ください。

これらの品物の価値と、海外で購入した品物、そしてオーストラリアで免税で購入した品物の合計が、乗客の免税枠を超える場合、オーストラリアにお戻りになったときに Customs and Border Protection に品物を申告する必要があります。課税対象となる品物を申告しない場合、罰則が適用されることがあります。

航空機/船の出発間前に TRS のクレームを処理するために十分な余裕をとっておいてください。

航空機が出発する予定時刻の 30 分前まで、空港で払戻しを要求することができます。

港での払戻しの要求は、船が出発する予定時刻の 4 時間～ 1 時間前の間に行うことができます。

TRS の詳細については、
www.customs.gov.au/site/page4646.asp をご覧ください。





もう少し詳しく知りたいの
ですが？

Australian Customs and Border Protection

1300 363 263

www.customs.gov.au

**Department of Agriculture, Fisheries and Forestry
(DAFF Biosecurity)**

1800 020 504

+ 61 2 6272 3933 (電話)

www.daff.gov.au

Australian Sports Anti-Doping Authority

1800 020 506

+ 61 2 6206 0200 (電話)

www.asada.gov.au

**Australian Pesticides and
Veterinary Medicines Authority**

+ 61 2 6210 4701 (電話)

contact@apvma.gov.au

www.apvma.gov.au

AUSTRAC

1800 021 037

+ 61 2 9950 0055 (電話)

www.austrac.gov.au

Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT)

1300 139 281

www.smartraveller.gov.au

**Department of Regional Australia,
Local Government, Arts and Sport**

+ 61 2 6274 1810 (電話)

www.arts.gov.au

**Department of Sustainability, Environment,
Water, Population and Communities**

+ 61 2 6274 1900 (電話)

www.environment.gov.au

Department of Infrastructure and Transport

+ 61 2 6274 7111 (電話)

www.infrastructure.gov.au

Medicare Australia

1800 500 147

www.medicareaustralia.gov.au

Therapeutic Goods Administration

1800 020 653

+ 61 2 6232 8791 (電話)

+ 61 2 6232 8605 (ファックス)

www.tga.gov.au





苦情・賞賛などのコメント

Customs and Border Protectionサービスのあらゆる面についてコメントするには、Customs and Border Protection事務所からの苦情・賞賛パンフレットに記入、オーストラリア国内では 1800 228 227 に電話、あるいは comments@customs.gov.au にメールしてください。



Help protect Australia's border

CUSTOMS WATCH

1800 06 1800

Australian Customs and Border Protection Service

オーストラリアの国境に脅威を及ぼすような、疑わしいことを見たり聞いたりした場合、すぐに Customs Watch **1800 06 1800**（無料通話）にお電話またはインターネット **www.customs.gov.au/customswatch** 上で報告してください。海外にいらっしゃる場合は **+61 26246 1325** にお電話ください（通常の電話料金がかかります）。オーストラリアの国際空港または港で疑わしい活動にお気づきになったら、Australian Customs and Border Protection 担当者にご連絡ください。みなさんからの情報が、破壊的な犯罪活動を理解する上で必要な最後の情報になるかもしれません。



Customs and Border Protectionに関する全ての情報は、税関情報・サポートセンター **1300 363 263** にご連絡、あるいは **information@customs.gov.au** にメール送付、あるいは **www.customs.gov.au** のウェブサイトをご覧ください。このパンフレットの情報は、印刷時には適切な内容でした。